

## 公的統計の整備に関する基本的な計画（答申） ー 抜粋 ー

## 第 2 公的統計の整備に関する事項

## 1 経済関連統計の整備

## (2) 経済構造統計を軸とした産業関連統計の体系的整備

## ア 経済構造統計の整備

従前、我が国の経済活動に関する統計調査は、産業分野ごとにそれぞれ異なる年次及び周期で実施されているだけでなく、近年比重を増しているサービス業が十分に整備されていなかったことにより、既存の大規模統計調査の結果を統合しても、同一時点における産業構造を包括的に捉えることができない状況であった。このような状況の中で創設された経済構造統計は、我が国の全産業分野の経済活動を同一時点で網羅的に把握することにより、事業所及び企業の経済活動等の実態を全国及び地域別に明らかにするとともに、国民経済計算及び産業連関表等における推計の基礎データや、事業所及び企業を調査対象とする各種統計調査の母集団情報を提供するなど、産業関連統計の基盤となる統計である。

この経済構造統計は、経済センサス - 基礎調査及び経済センサス - 活動調査の二つの基幹統計調査から構成される基幹統計であり、初めて実施された平成21年経済センサス - 基礎調査の結果は平成23年12月に全て公表が完了しており、同じく初めて実施された平成24年経済センサス - 活動調査の結果は平成25年8月から順次公表され、平成26年2月までには全ての公表を完了する予定である。なお、平成24年経済センサス - 活動調査は、国民経済計算の精度維持を図るとの要請から、関係府省間で当初に合意した平成23年夏頃から平成24年2月に実施時期等を変更せざるを得なかったことに伴い、調査事項の簡素化等を含めた調査の在り方について再検討を行った上で実施している。

また、平成26年経済センサス - 基礎調査については、平成25年1月から運用が開始された事業所母集団データベースのデータの補完を目的として、年間総売上（収入）金額を新たに把握するとともに、国、地方公共団体、統計調査員及び民間事業者の役割分担を平成24年経済センサス - 活動調査に合わせて再整理し、統計調査員及び地方公共団体の事務負担の軽減を図る計画である。

経済構造統計については、事業所母集団データベースの本格稼働、経済・社会情勢の変化や、経済センサス - 基礎調査及び経済センサス - 活動調査の実施状況等を踏まえ、平成28年以降の在り方について検討が必要となっている。

このため、平成28年経済センサス - 活動調査については、平成24年経済センサス - 活動調査の評価結果により明らかとなった課題を踏まえ、報告者及び地方公共団体の負担や結果利用等に留意しつつ調査条件が良い時期に調査するなど、調査の円滑な実施と結果精度の向上に向け調査計画の見直しを行う。

また、平成28年経済センサス - 活動調査と5年後に実施する平成33

年経済センサス - 活動調査の中間年における、母集団情報の整備のための統計調査の在り方について、事業所母集団データベースの整備状況を踏まえ検討する。

#### イ 経済構造統計を軸とした新たな枠組みの構築

平成18年に取りまとめられた「経済センサスの枠組みについて」においては、経済センサス - 基礎調査及び経済センサス - 活動調査の実施に併せて、関連する既存統計調査との関係を整理しており、関係府省は同枠組みに定められた取組を行っている。

一方で、経済構造統計を取り巻く環境は、事業所母集団データベースの本格稼働、経済センサス - 基礎調査及び経済センサス - 活動調査の実施・見直しが進められるなど、大きく変化している。

また、各種経済統計の精度向上に当たっては、多面的な経済活動を把握するため、現在設定されていないサービスも含めて、需要サイドの概念による生産物分類の構築が有益であるものの、サービスに関する生産物分類は設定されていない。さらに、各種経済統計における売上高等の経理項目については、企業ごとに異なる会計処理（消費税込、消費税抜）が存在しており、その対応も必要となっている。

このため、経済センサス - 活動調査の在り方及び関連する大規模統計調査との役割分担を含めた新たな枠組みの構築に向けた検討を行うとともに、サービスの分類を含んだ、生産物分類の設定に向け、段階的に検討を進める。また、売上高等の集計に関する消費税の取扱い

（消費税込、消費税抜の補正）については、報告者の負担を考慮しつつ、結果表章の在り方について、国民経済計算及び産業連関表と連携し検討を進める。

#### （４）企業活動に係る統計の整備

関係府省は、企業活動に係る統計整備の一環として、情報通信業基本調査及び純粋持株会社実態調査等を創設・実施し、特定分野における企業活動や企業のサービス活動の把握に努めている。

一方で、企業活動の多角化やグループ化等が一層進展していることに伴い、企業活動をよりの確に把握するための統計整備が求められており、特に、企業・企業グループ内での分業や取引、企業のサービス活動などについて、産業横断的に把握する必要性が高まっている。また、事業所単位では、費用等を始めとした経理項目や資本・土地などのストック面について把握が困難となっていることから、企業活動に係る統計の整備の中で併せて検討する必要がある。

このため、関係府省が実施している企業を対象とした既存統計調査については、経済産業省企業活動基本調査（基幹統計調査）を中心に、全産業共通的に把握する必要がある項目を整理した上で、事業所母集団データベースを活用した結合集計を段階的に作成及び提供する方向で検討を進める。その際、経済構造統計を軸とした新たな枠組みの検討における経済センサス - 活動調査の在り方及び関連する大規模統計調査との役割分担の検討状況に留意する。

また、企業内取引及び企業グループ活動を明らかにする統計の作成及び提供に関する検討を推進するとともに、法人企業統計調査（基幹統計調査）の精度向上について引き続き検討を進める。

### 第3 公的統計の整備に必要な事項

#### 1 統計作成の効率化及び報告者の負担軽減

##### (1) 事業所母集団データベースの整備・利活用

事業所母集団データベースは、正確かつ効率的な統計の作成及び報告者の負担軽減を図ることを目的に、統計法第27条第1項の規定に基づき、基幹統計調査又は一般統計調査に係る調査票情報の利用や、法人その他の団体に対する照会等の方法により整備を進めている。

同データベースを所管する総務省では、平成25年1月からシステムの運用を開始し、平成21年経済センサス-基礎調査など主要な経済統計調査の結果や行政記録情報（商業・法人登記情報、労働保険情報及びE D I N E T<sup>(注5)</sup>情報）を活用した企業及び事業所に対する照会結果等の情報について順次記録を行っている。また、平成25年度からは、事業所や企業を対象とした統計調査の母集団情報となる年次フレーム<sup>(注6)</sup>の作成及び提供を開始している。

一方、事業所母集団データベースについては、正確かつ効率的な統計の作成を推進するための母集団情報の提供、報告者の負担軽減を図るための重複是正など既存の機能に加え、同データベースの共通事業所コードを活用した異なる統計調査のデータを結合した統計の作成、既存統計の作成に当たっての補完情報の提供など、新たな機能の充実・発揮が求められていることから、より正確な母集団情報を整備するための課題に取り組むとともに、一層のデータ蓄積や利活用の推進を図る必要がある。

このため、年次フレームの作成及び提供、共通事業所コードの保持並びに保持に必要な調整及び支援については、関係府省との連携を図りつつ、引き続き取組を強化・継続する。

また、今後の母集団情報の整備に当たっては、諸外国の事例や報告者及び調査実施者双方の負担等も勘案して、新たな行政記録情報や民間情報の活用、企業及び事業所に対する照会業務の拡充等に重点を置いた取組を推進する。なお、これらの取組に当たっての人材育成や体制整備等にも努める。

さらに、データの有効活用の観点及び経済活動をよりの確かつ適時に把握する観点から、諸外国の事例を参考としつつ、事業所母集団データベースを活用した新たな統計の作成及び提供に向けた取組を推進する。

(注5) 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（Electronic Disclosure for Investors' Network）

(注6) 毎年度の決められた時点を基準に、事業所母集団データベースにより整備した母集団情報

##### (2) 行政記録情報等の利活用の推進

###### イ 社会保障・税番号制度の統計への活用

社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤として、行政手続に

おける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）が平成25年5月に成立し、社会保障・税番号制度が平成28年1月から本格運用される予定である。

この社会保障・税番号制度では、法人番号は原則公表され、民間での利用も可能とされている一方で、個人番号の利用は、番号法に規定する社会保障の給付や税の賦課徴収、防災に関する事務等に利用が制限されており、番号法の施行後においても統計への活用はできない状況である。なお、この個人番号の利用範囲の拡大については、番号法の施行後3年を目途に、検討を行うこととされている。

このため、統計の正確かつ効率的な作成及び提供という観点から、法人番号の運用・管理の状況を踏まえ、事業所母集団データベースにおける利用に向けて検討するとともに、個人番号の利用範囲の拡大に関する番号法の見直しに併せて、統計における活用を検討する。

## 「第2 公的統計の整備に関する事項」部分

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
1 経済関連統計の整備 (2) 経済構造統計を軸とした産業関連統計の体系的整備 ア 経済構造統計の整備	◎ 平成28年に実施される経済センサス - 活動調査については、統計調査を取り巻く環境が厳しさを増していることを踏まえ、調査の円滑な実施と調査結果の精度向上のため、報告者の負担軽減を含めた調査計画の見直しを行う。	総務省、 経済産業省	平成28年調査の企画時期までに結論を得る。
	○ 平成28年経済センサス - 活動調査と平成33年同調査の中間年における母集団情報の整備のための統計調査の在り方について、事業所母集団データベースの整備状況を踏まえ検討する。	総務省	平成27年度末までに結論を得る。
イ 経済構造統計を軸とした新たな枠組みの構築	○ 上記の検討結果を踏まえ、経済センサス - 活動調査の中間年における、関連する大規模統計調査を含めた調査期日の在り方、総売上高の把握等についての枠組みについて検討する。	総務省、 関係府省	平成27年度末までに結論を得る。
	○ 上記の検討結果も踏まえつつ、経済センサス - 活動調査及び関連する大規模統計調査の役割分担等についての新たな枠組みの構築に向けて検討し、結論を得る。	総務省、 関係府省	平成30年度末までに結論を得る。
	◎ 2015年農林業センサスのうち、法人形態の農林業経営体について、経済センサス - 活動調査からデータ移送を受けることにより、他産業からの農業への参入状況や農林業と農林業以外の事業の関係等を把握・分析するための統計作成に向けた研究を行う。	農林水産省	平成28年度から実施する。
	○ 生産物分類の構築について、商品及びサービスの特性を踏まえて段階的に検討を進める。	総務省、 関係府省	平成26年度から検討する。
	○ 売上高等の集計に関する消費税の取扱い（消費税込、消費税抜の補正）について、検討の場を設け、早期に結論を得る。	総務省、 関係府省	平成28年経済センサス - 活動調査の企画時期までに結論を得る。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
(4) 企業活動に係る統計の整備	○ 企業活動に関する各種統計調査で共通的に把握すべき項目を整理した上で、事業所母集団データベースを活用し、企業活動を産業横断的に把握する統計の作成及び提供について検討する。	総務省、関係府省	平成26年度から検討する。
	○ 情報通信業基本調査について、企業活動を産業横断的に把握する統計の作成及び提供についての検討状況を踏まえ、基幹統計化についての結論を得る。	総務省、経済産業省	上記の検討を踏まえ、可能な限り早期に結論を得る。
	○ 事業所を対象とした統計調査における同一企業内取引について、報告者の負担を考慮した上で、その把握可能性について検討する。	総務省、経済産業省、関係府省	平成27年度末までに結論を得る。
	◎ 平成24年経済センサス - 活動調査結果を、平成21年経済センサス - 基礎調査で把握された企業グループの情報を活用して集計し、企業グループに関する統計の研究を行う。	総務省	平成26年度から実施する。
	○ 事業所母集団データベースにおける企業グループの把握の進捗を踏まえ、純粋持株会社実態調査の結果と合わせ、純粋持株会社のグループ活動を明らかにすることについて検討する。	経済産業省	平成29年度末までに結論を得る。
	◎ 四半期別法人企業統計調査の資本金1,000万円から2,000万円までの標本抽出方法の見直し（売上高で細分化して層化抽出を行う等）を検討する。	財務省	平成28年度末までに結論を得る。

(注) 「具体的な措置、方策等」欄について、基幹統計に係る事項を「◎」とし、その他の公的統計に係る事項を「○」とした。

「第3 公的統計の整備に必要な事項」部分

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
1 統計作成の効率化及び報告者の負担軽減 (1) 事業所母集団データベースの整備・利活用	○ 新たな行政記録情報等の活用や企業への直接的な照会などにより企業組織構造の変化を経常的に確認する方法について検討し、母集団情報の効果的かつ効率的な整備について取り組む。また、これらの取組に当たり、専門性を持つ人材の育成や体制整備等に努める。	総務省	平成26年度から順次実施する。
	○ 事業所母集団データベースを活用して、我が国の事業所・企業の実態を把握する統計に加え、事業所・企業の異動状況や産業の成長・衰退等に着目した統計を作成する。また、地理情報の活用等についても研究を推進する。	総務省	平成26年度から順次実施する。
(2) 行政記録情報等の利活用の推進 イ 社会保障・税番号制度の統計への活用	○ 法人番号については、その運用・管理の状況を踏まえ、事業所母集団データベースへの利活用に向けた検討を行う。また、企業を対象とする統計調査における法人番号の利活用について検討し、情報共有を図る。	総務省、各府省	平成26年度から実施する。
	○ 個人番号については、その利用範囲の拡大に関する番号法の見直しに併せて、統計作成における活用について検討する。	関係府省	平成30年度末までに結論を得る。

(注) 「第3 公的統計の整備に必要な事項」については、基幹統計に係る事項を含む公的統計全般に共通した事項である。